

東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）について、適正かつ公平性を確保しながら、合流地区と分流地区の汚水を同一施設で処理する処理場の運転維持管理を、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の価格以外の要素を含めて総合的に判断し、優れた受託候補事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に本業務を委託するために必要な手続きについて定めるものとする。

(業務対象施設)

第2条 業務対象施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 東部浄化センター
- (2) 西部浄化センター
- (3) 中継ポンプ場、雨水貯留槽、マンホールポンプ、ろ過スクリーン等市内 40 箇所

(業務委託内容)

第3条 本業務委託の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 東部浄化センター等の運転監視操作業務
- (2) 東部浄化センター等の保守点検業務
- (3) 水質測定業務
- (4) 定期整備業務
- (5) 環境整備業務
- (6) 故障対応業務
- (7) 軽微な補修業務
- (8) 薬品・物品等の調達及び管理業務
- (9) 廃棄物搬出配車業務
- (10) 業務対象施設間の廃棄物の収集運搬業務
- (11) その他(1)から(10)に附帯する業務で、一宮市上下水道部が必要とする業務

(委託期間)

第4条 委託期間は、本業務委託の契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までは、本業務委託の準備期間とし、業務履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。なお、本業務委託の準備期間に係る経費等は、受託者の負担とする。

3 業務は 24 時間終日とする。

(提案見積限度額)

第5条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間の本業務委託に係る提案見積限度額の総額は、1,210,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等」という。）を除く。）とし、年度別の提案見積限度額については、令和 7 年度と令和 8 年度の各年度において、410,000,000 円（消費税等を除く。）とし、令和 9 年度において 390,000,000 円（消費税等を除く。）とする。

2 提案見積金額は、前項に掲げる提案見積限度額を超えてはならない。

(プロポーザルの参加募集等)

第6条 プロポーザルの参加募集等について必要な事項は、インターネット上の、一宮市公式ウェブサイト>しごと・産業>企画提案で閲覧に供する。

ID : 1040642

(プロポーザルの参加資格要件)

第7条 プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (3) 令和6・7年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 下水道処理施設維持管理業者登録（国土交通省）業者であること。
- (6) 合流式下水道処理施設（公称能力17,000m³/日以上）で直近10年以内に3年間以上の単独企業として実務実績があること。
- (7) この公告の日からプロポーザル参加資格を審査する日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) プロポーザルに参加する他の参加者との間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

- ① 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）関係。

- ② 親会社と同じとする子会社の関係。

イ 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている関係。

(受託者選定方法)

第8条 本業務委託の受託者は、東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会設置要綱の規定により設置された東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価検討会（以下「評価検討会」という。）において、プロポーザルによる技術提案及び企画提案の評価を行い、審査することで選定する。

2 評価検討会は、参加申込事業者が1社であっても当該プロポーザルを有効とし、前項により受託者選定を行うものとする。

(参加申込及び辞退)

第9条 参加申込事業者は、別に定めるプロポーザル参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）を令和6年6月17日（月）までに一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出方法は、参加申込事業者による持参とする。

3 参加申込事業者は、次に定める書類を参加申込書に添付し管理者に提出しなければならない。

- (1) 会社概要書（様式第2号）

ア 履歴事項全部証明書 ※法務局で、令和6年1月4日以降に発行されたもの

イ パンフレット等がある場合は、添付する。

- (2) 賠償保険等の加入状況に係る書類

不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険の加入状況について確認できるもの

ア 加入中である保険証書の写し

- (3) 類似業務受託実績表（様式第3号）及び第7条第1項第6号に規定する業務実績を証する契約書の写し（参加資格要件を満たす受託実績を1件記入する。）

- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規定による直近の現況報告書〔様式第10号（第7条関係）〕（各地方整備局の受領印のあるもの）の写し
- (5) 一般仕様書で求める有資格者数がわかる書類

4 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第13号）の提出により、隨時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

（資格審査及び審査結果通知）

第10条 評価検討会は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格について審査する。

- 2 管理者は、前項の審査により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、資料の閲覧日時及びこれに対する質問受付期間を掲載した、別に定めるプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第5-1号）により、プロポーザルへの参加を通知するものとする。
- 3 管理者は、第1項の審査により、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められた参加事業者に対し、別に定めるプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第5-2号）により、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

（資料の閲覧）

第11条 管理者は、参加事業者からの依頼に対し、日時を指定し、業務提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を実施するものとする。なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。

- 2 前項の規定による資料の閲覧に際し、資料の持ち出しが認めない。
- 3 資料の閲覧等において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

（提案書等の提出）

第12条 参加事業者は、本実施要綱及び別に定める東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に従い、業務提案書正本（様式第7-1号）及び副本（様式第7-2号）それぞれに、次に定める提出書類及び業務提案に関する書類を添付し、令和6年7月22日（月）から令和6年7月26日（金）までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 会社概要書（様式第2号）
- (2) 配置予定総括責任者及び副総括責任者の業務経歴（様式第4-1号）、在籍証明書（様式第4-2号）（業務提案書副本（様式第7-2号）に添付する在籍証明書（様式第4-2号）はコピ一可とする。）
- (3) 業務体制及び業務執行計画
- (4) 地域貢献（地元雇用等）に対する考え方
- (5) 運転管理業務（管理目標・達成目標・管理方法）に対する考え方
- (6) 保守点検業務に対する考え方
- (7) 環境整備業務に対する考え方
- (8) 故障対応業務に対する考え方
- (9) 軽微な補修業務に対する考え方
- (10) 薬品・物品等の調達及び管理業務に対する考え方
- (11) エネルギー管理に対する考え方
- (12) 災害及び緊急時対策等危機管理に対する考え方
- (13) 業務全体についてのその他の提案

- 2 プロポーザルに係る各書類の提出先は、一宮市上下水道部施設保全課とし、参加事業者による持参とする。
- 3 提出書類の使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで、原則、両面印刷の書類とするが、必要に応じA3版横置きの片面印刷

も可とし、とじ込み折りの上、作成するものとする。目次及び頁番号を付けること。なお、紙媒体での提出に加え、紙媒体の内容を記録した電子媒体も同時に提出すること。

- 4 業務提案書の作成については、業務提案書正本（様式第7-1号）を1部、業務提案書副本（様式第7-2号）を1部作成のうえ提出すること。また、業務提案書の内容に見積金額は記載しないものとする。なお、電子媒体の提出はCD-Rに業務提案書正本をPDFファイル形式で記録したものを1枚作成のうえ提出すること。
- 5 提案見積書（様式第8-1号）及び見積内訳書（様式第8-2号）は、業務提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ1部提出すること。
- 6 プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号）を1部提出すること。
- 7 業務提案書（プレゼンテーション及びヒアリング用）を8部提出すること。
- 8 業務提案書作成にかかる費用は、参加事業者の負担とする。
- 9 提出された提案書等は返却しないものとする。

（質問の受付）

第13条 提案書等の作成に係る質問は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、参加事業者から業務提案書に係る質問を、提案書等の作成に係る質問書（様式第6-1号）により電子メール（メールアドレス：shisetsuhozen@city.ichinomiya.lg.jp）で受け付ける。
- (2) 質問受付期間等については、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第5-1号）に記載するものとする。
- (3) 管理者は、参加事業者から質問を受けた場合は、募集要領に定める方法により、提案書等の作成に係る質問に対する回答（様式第6-2号）を行うものとする。

（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

第14条 提案書等が提出された後、評価検討会は、参加事業者ごとのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施方法については、プレゼンテーション及びヒアリング開催通知書（様式第9号）により通知するものとし、詳細については募集要領によるものとする。

（プロポーザルの評価基準及び審査）

第15条 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、創造性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を基準とし、審査は、評価検討会が行うものとする。

- 2 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、業務提案書の内容等に関するヒアリングを行い、参加事業者から提出された業務提案書については、別に定める東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託プロポーザルによる事業者選定評価基準に基づき行うものとする。
- 3 審査は、各参加事業者の業務提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補事業者とし選定する。
- 4 評価基準総合点は、評価項目ごとに評価検討会委員の得点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数第3位以下を四捨五入する。

（受託候補事業者の決定及び通知）

第16条 管理者は、評価検討会の審査結果を受けて、受託候補事業者を決定する。

- 2 管理者は、受託候補事業者に決定した参加事業者に対し、受託候補事業者に決定した旨を、受託候補事業者選定結果通知書（様式第11号）により通知する。

（非選定結果の通知）

第17条 管理者は、受託候補事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、受託候補事業者に選定されなかった旨を、受託候補事業者非選定結果通知書（様式第12号）により通知する。

- 2 非選定事業者は、管理者に対し非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は、募集要領に記載した期限までに説明要求書（任意様式）により説明を求めることができる。
- 3 管理者は、前項の規定による説明要求があった場合、参加事業者の評価基準総合点に限り書面にて回答する。

（委託契約）

第18条 管理者は、受託候補事業者と東部・西部浄化センター等運転維持管理業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 2 本契約の条件等については、提案書等の内容を基本として、管理者と受託候補事業者との協議により定めるものとする。
- 3 受託候補事業者は、円滑に受託業務を行うことができるよう自らの責任において、既存業務の引継ぎ及び本業務委託の準備期間を設け、当該期間における必要な経費を負担するものとする。
- 4 本業務委託の委託料の支払い開始は令和7年4月の業務終了からとし、各月末終了後、請求に基づき支払う。

（失格条項）

第19条 受託候補事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができます。

- (1) 提案書等の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 本業務委託の契約締結日までに第7条で規定するプロポーザルの参加資格要件を欠く者となった場合
- (3) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合

（暴力団の排除）

第20条 受託候補事業者選定から本契約締結の日までの期間において、受託候補事業者が暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約等を締結しないものとする。

- 2 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することができる。
- 3 受託候補事業者は本契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（次順位者の繰り上げ）

第21条 管理者は、受託候補事業者と本契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった順に、本業務委託の契約締結についての交渉を行うことができる。

（事務局）

第22条 プロポーザルに係る事務局は、一宮市上下水道部施設保全課に設置する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務委託の契約を締結した日をもって廃止とする。